

平成29年 2月 2日(木)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、開成工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>
環境省東北地方環境事務所 総務課
課長：伊藤、補佐：高橋、係長：阿部
TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
開成工業株式会社	熊本県熊本市北区植木町 石川450番地1

2 指名停止措置期間：平成29年2月2日（木）～平成29年5月1日（月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

開成工業株式会社の元営業所長は、東北農政局が発注する東日本大震災の復旧工事において、同局職員から入札情報を得るに見返りに飲食や宿泊などの接待を行ったとして、贈賄の疑いで山形県警に逮捕された。

その後、平成28年12月19日、当該元営業所長は山形地方検察庁から贈賄罪と公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2-3-イ及び2-8-アに該当する。

従って、本件については、3ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第2-3-イ

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内

指名停止等の措置要領別表第2-8-ア

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員 イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内